

議 第 1 1 号 議 案

いわゆる「あおり運転」対策に向けた道路交通法の改正を求める意見書の
提出について

いわゆる「あおり運転」対策に向けた道路交通法の改正を求める意見書を別紙のと
おり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和元年9月25日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 伊勢田 幸 正

賛成者 同

提 案 理 由

いわゆる「あおり運転」対策に向けた道路交通法の改正を求める意見書を地方自治
法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

いわゆる「あおり運転」対策に向けた道路交通法の改正を求める意見書

これまで、政府は、悪質・危険な運転による重大事故が発生するたびに罰則強化の法改正等を重ねてきたところであるが、依然として多くの悪質で危険な運転が横行している状況にある。

平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路において、執拗なあおり運転等の悪質・危険な行為を受けて停車させられた夫婦が、後続のトラックに追突されて死亡するという大変悲惨な事故が発生した。その後も、今年8月に常磐自動車道であった殴打事件など、全国各地であおり運転が絡んだ事故・トラブルが相次いで発生し、大きく報道されるなど、同種の悪質・危険な運転に対する厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

こうした事態を踏まえ、警察庁は、平成30年1月、悪質で危険な運転に対し、あらゆる法令を駆使して厳正な捜査の徹底を期すとともに、車間距離不保持等の道路交通法違反について積極的な交通指導取締りを推進することなどを各都道府県警に通達した。

しかし、現行の道路交通法にはいわゆる「あおり運転」自体を取り締まる規定はない。それに対して、法改正により、危険ないわゆる「あおり運転」行為をより一層許さないことを求める声は高まっている。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、国民の生命を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、「あおり運転罪」の創設など視野に必要な道路交通法の改正を行い、悪質・危険ないわゆる「あおり運転」の根絶に向けた対策を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
国家公安委員長	武田良太様